

平成30年度包括外部監査(図書館に関する事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
第3 監査結果と意見
1. 図書等の購入
② 予約について
イ) 予約冊数の制限(意見)
今後は、未所蔵図書の予約件数に上限を設けることが考えられる。例えば、東京都の区立図書館等の中には、予約冊数の上限を20冊とし、そのうち未所蔵図書の予約は一定冊数までとしているところが多い。
7. 団体利用について
① 地域文庫の活性化について(意見)
団体貸出と地域文庫の登録条件には異なる点があるが、登録団体の属性は概ね同様である。中には団体貸出、地域文庫の両者に登録している団体もある。 地域文庫による貸出しを増やすために、地域文庫の利用条件等に見直すべき点がないかを検討する必要があることと思う。
③ 団体貸出及び地域文庫に係る登録抹消手続(意見)
団体の登録があるが一定期間利用がないものの中には、既に存在しなくなっている団体が多いことと思う。制度意義を検証する上では登録件数は重要な指標の一つといえる。そのため、登録件数は形式的な数字ではなく、実質的なものにしておくべきであろう。 長期間利用がない団体については、一定のルールを設けて抹消することが望ましいといえる。
④ 団体貸出及び地域文庫に係る延滞図書督促手続(意見)
地域文庫団体における延滞図書発生は、地域文庫から借りた利用者が返却を地域文庫にしていないことによる可能性が高いため、督促を強く行っていないということであった。 団体貸出、地域文庫貸出のいずれについても、それぞれの督促手続を定めることが望ましいといえる。一定期間を経過しても返却がない場合には、貸出停止処分も必要であろう。
13. 雑誌スポンサー制度について
収入源の確保(意見)
雑誌スポンサー制度以外の方法による収入確保も検討すべきであろう。例えば、次のようなものが考えられる。 ・図書館のしおり(返却スリップ)やカレンダーの裏面印刷広告 ・図書館ホームページバナー広告 ・図書館の空きスペースの壁面広告 ・自動車文庫用の自動車でのラッピング広告